

令和8年4月に滑川市内の中学校に入学予定のお子さんの保護者の皆様へ

滑川市教育委員会

就学援助（新入学学用品費）入学前支給のお知らせ

滑川市では、お子さんを小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの保護者を対象に、就学に必要な費用の一部（給食費等）を援助しています。

就学援助のうち、「新入学学用品費」について、入学前の3月に支給しています。希望される方は、以下の内容をご確認のうえ申請してください。

重 要

現在就学援助の認定を受けている小学校6年生の保護者様へ

今回の申請は「不要」です。

※この文書は現在就学援助の認定を受けていない方への案内です。
※令和8年3月中にその他費目と一緒に支給いたします。
※中学校でも引き続き就学援助を希望される場合は、今回ではなく
中学校入学後に改めて就学援助の申請をしてください。

1 入学前支給を受けることができる方

次の（１）～（３）の要件全部に該当する方

- （１）令和8年1月1日現在で滑川市に居住している方
- （２）お子さんが令和8年4月に滑川市の中学校に入学予定の方
- （３）「就学援助の要件」に該当する方

2 就学援助の要件

次のいずれかに該当する方は、就学援助を受けることができます。

- （１）令和6年4月以降に生活保護の廃止または停止を受けた方
- （２）申請時、児童扶養手当の受給をしている方
- （３）滑川市教育委員会が定める基準により経済的に困窮していると判断される世帯（※要件に該当するか判断に迷われる場合は、教育総務課までご相談ください。）

3 申請手続き

○提出書類

- ・就学援助（新入学学用品費）受給申請書（申請児童一人につき1部）
※教育委員会又は各小学校でお受け取りください。
（市ホームページから入手できます。）
- ・通帳のコピー
- ・児童扶養手当証書のコピー（児童扶養手当受給者のみ）

市ホームページ



・所得に関する証明書（**令和6年中**の所得がわかるもの）

※同じ世帯で収入を得ている方全員分

＜証明書例＞

給与収入の方	源泉徴収票の写し （手書きの場合は必ず事業者の印を押したもの）
確定申告をされた方	確定申告書の控え（写し）
市県民税申告をされた方	市県民税申告書の控え（写し）
年金収入の方	公的年金等源泉徴収票の写し
パート等で源泉徴収票がない方	給与支払証明書（勤め先でもらってください）

○申請書の提出先

・教育委員会 教育総務課（滑川市役所 西館3階）

○受付期間 **令和7年10月3日（金）～令和8年1月23日（金）**

※期間を過ぎた申請は受付できませんので、申請漏れがないようご注意ください。

○審査結果

申請者には、3月上旬に審査結果（決定・不決定）について文書を送付します。

○支給内容

- ・支給時期 3月中旬
- ・支給額 63,000円
- ・支給方法 滑川市教育委員会から保護者指定の金融機関口座に振込みます。

○注意事項

- ① 今回の申請は、「新入学学用品費」の支給を受けるためのものです。
中学校1年生で給食費等の援助を希望される場合は、入学後に改めて就学援助の申請が必要です。
※入学後の就学援助については新しい年度の認定基準となるため、審査結果が入学前支給と異なる場合があります。
※詳細は、入学後にお配りする「要保護及び準要保護児童生徒の就学援助について」をご覧ください。
- ② 今回の入学前支給を受けた方は、入学後に就学援助制度における「新入学学用品費」の支給を受けることはできません。
- ③ 滑川市の中学校に入学せず転出をした場合、受給された「新入学学用品費」を返還する必要があります。

＜問合せ先＞

滑川市教育委員会 教育総務課

TEL 076-475-1479（直通）